

---

平成21年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第4日)

平成21年3月18日 (水曜日)

---

議事日程 (4)

平成21年3月18日 午前10時00分開会

- |      |                |  |
|------|----------------|--|
| 日程第1 | 町長提出議案<br>第6号  | 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第2   | 町長提出議案<br>第7号  | 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 第3   | 町長提出議案<br>第8号  | 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 第4   | 町長提出議案<br>第9号  | 芦屋町地域経済活性化基金条例の制定について                      |
| 第5   | 町長提出議案<br>第10号 | 芦屋町まちづくり支援自動販売機基金条例の制定について                 |
| 第6   | 町長提出議案<br>第11号 | 芦屋町企業誘致条例の制定について                           |
| 第7   | 町長提出議案<br>第12号 | 芦屋町文化会館建設準備基金条例を廃止する条例の制定について              |
| 第8   | 町長提出議案<br>第13号 | 芦屋町競艇事業振興基金条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 第9   | 町長提出議案<br>第14号 | 平成20年度芦屋町一般会計補正予算 (第5号) について               |
| 第10  | 町長提出議案<br>第15号 | 平成20年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について         |
| 第11  | 町長提出議案<br>第16号 | 平成20年度芦屋町老人保健特別会計補正予算 (第2号) について           |
| 第12  | 町長提出議案<br>第17号 | 平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) について        |
| 第13  | 町長提出議案<br>第18号 | 平成20年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第1号) について           |
| 第14  | 町長提出議案<br>第19号 | 平成20年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第2号) について         |
| 第15  | 町長提出議案<br>第20号 | 平成20年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算 (第1号) について           |
| 第16  | 町長提出議案<br>第21号 | 平成20年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算 (第3号) について           |

- |     |                |   |
|-----|----------------|---|
| 第17 | 町長提出議案<br>第22号 | 平成20年度芦屋町病院事業会計補正予算（第2号）について                |
| 第18 | 町長提出議案<br>第23号 | 平成20年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について             |
| 第19 | 町長提出議案<br>第24号 | 平成21年度芦屋町一般会計予算について                         |
| 第20 | 町長提出議案<br>第25号 | 平成21年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について                   |
| 第21 | 町長提出議案<br>第26号 | 平成21年度芦屋町老人保健特別会計予算について                     |
| 第22 | 町長提出議案<br>第27号 | 平成21年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について                  |
| 第23 | 町長提出議案<br>第28号 | 平成21年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について                     |
| 第24 | 町長提出議案<br>第29号 | 平成21年度芦屋町給食センター特別会計予算について                   |
| 第25 | 町長提出議案<br>第30号 | 平成21年度芦屋町訪問看護特別会計予算について                     |
| 第26 | 町長提出議案<br>第31号 | 平成21年度芦屋町競艇施設特別会計予算について                     |
| 第27 | 町長提出議案<br>第32号 | 平成21年度芦屋町病院事業会計予算について                       |
| 第28 | 町長提出議案<br>第33号 | 平成21年度芦屋町公共下水道事業会計予算について                    |
| 第29 | 町長提出議案<br>第34号 | 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合規約変更の協議について |
| 第30 | 町長提出議案<br>第35号 | 専決処分事項の承認について                               |
| 第31 | 町長提出議案<br>第36号 | 専決処分事項の承認について                               |
| 第32 | 町長提出議案<br>第84号 | 芦屋町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について                  |
| 第33 | 町長提出議案<br>第37号 | 平成20年度芦屋町病院事業会計補正予算（第3号）について                |
| 第34 | 町長提出議案<br>第38号 | 損害賠償請求額の決定に関する示談について                        |
| 第35 | 町長提出議案<br>第39号 | 平成20年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）について                  |
| 第36 | 町長提出議案<br>第40号 | 平成20年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について              |

---

【 出 席 議 員 】 ( 1 3 名 )

1 番 辻本 一夫      2 番 貝掛 俊之      3 番 田島 憲道      4 番 小田 武人  
5 番 岡 夏子      6 番 今井 保利      7 番 川上 誠一      8 番 松上 宏幸  
9 番 本田 哲也      10 番 益田美恵子      11 番 中西 定美      12 番 室原 健剛  
13 番 横尾 武志

---

【 欠 席 議 員 】 ( な し )

---

【 欠 員 】 ( な し )

---

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生      書記 古野 嘉子

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	会計管理者	野口浩俊
総務課長	占部義和	企画政策課長	鶴原洋一	財政課長	鶴原光芳
都市整備課長	三友伸一	税務課長	守田俊次	環境住宅課長	小野義之
住民課長	入江明德	福祉課長	嵐 保徳	地域づくり課長	内海猛年
競艇施設課長	中西 学	学校教育課長	富永秋則	生涯学習課長	本田幸代
病院事務長	小池健二				

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。

それでは直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第6号から日程第32、継続議案第84号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それぞれの委員長から、審査結果報告書及び閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、局長にこれを朗読させ、報告にかえます。

局長に朗読を命じます。局長。

〔朗 読〕

報告第1号

平成21年3月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

総務文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定のより報告します。

記

議案第6号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第7号 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第12号 芦屋町文化会館建設準備基金条例を廃止する条例の制定について、原案可決

議案第13号 芦屋町競艇事業振興基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

- 議案第14号 平成20年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）について、原案可決  
議案第19号 平成20年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第2号）について、原案可決  
議案第21号 平成20年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算（第3号）について、原案可決  
議案第24号 平成21年度芦屋町一般会計予算について、原案可決  
議案第29号 平成21年度芦屋町給食センター特別会計予算について、原案可決  
議案第31号 平成21年度芦屋町競艇施設特別会計予算について、原案可決  
議案第34号 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合規約変更の協議について、原案可決  
議案第35号 専決処分事項の承認について、原案承認  
議案第36号 専決処分事項の承認について、原案承認

.....  
報告第2号

平成21年3月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 益田美恵子

民生産業常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定のより報告します。

記

- 議案第8号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決  
議案第9号 芦屋町地域経済活性化基金条例の制定について、原案可決  
議案第10号 芦屋町まちづくり支援自動販売機基金条例の制定について、原案可決  
議案第11号 芦屋町企業誘致条例の制定について、原案可決  
議案第14号 平成20年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）について、原案可決  
議案第15号 平成20年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案可決  
議案第16号 平成20年度芦屋町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、原案可決  
議案第17号 平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、原案可決  
議案第18号 平成20年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、原案可決  
議案第20号 平成20年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第1号）について、原案可決

- 議案第 22 号 平成 20 年度芦屋町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、原案可決  
議案第 23 号 平成 20 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、原案可決  
議案第 24 号 平成 21 年度芦屋町一般会計予算について、原案可決  
議案第 25 号 平成 21 年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について、原案可決  
議案第 26 号 平成 21 年度芦屋町老人保健特別会計予算について、原案可決  
議案第 27 号 平成 21 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決  
議案第 28 号 平成 21 年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について、原案可決  
議案第 30 号 平成 21 年度芦屋町訪問看護特別会計予算について、原案可決  
議案第 32 号 平成 21 年度芦屋町病院事業会計予算について、原案可決  
議案第 33 号 平成 21 年度芦屋町公共下水道事業会計予算について、原案可決  
議案第 84 号 芦屋町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について、原案否決

.....  
平成 21 年 3 月 18 日

芦屋長 議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

閉会中の継続審査申出書

本委員会は審査中の下記の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

「企画調整に関する件」「町財政に関する件」「税制に関する件」「消防及び災害防止等に関する件」「競艇に関する件」「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

.....  
平成 21 年 3 月 18 日

芦屋長 議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 益田美恵子

閉会中の継続審査申出書

本委員会は審査中の下記の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

「受付事務に関する件」「健康及び福祉政策に関する件」「環境政策に関する件」「道路整備

に関する件」「公営住宅に関する件」「芦屋橋の建設に関する件」「国道495号線に関する件」「芦屋港湾に関する件」「上下水道に関する件」「農業、漁業及び商工振興に関する件」「観光振興に関する件」「建築及び土木に関する件」「河川に関する件」「医療及び医療行政に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

.....  
平成21年3月18日

芦屋長議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、「議会運営に関する件」「議会の会議規則委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

.....  
**○議長 横尾 武志君**

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

ないようですから、総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、民生産業常任委員長に対する質疑を許します。岡議員。

**○議員 5番 岡 夏子君**

継続議案としての議案第84号について、原案が否決になっておりますが、この否決の理由、ないしは審議の経過を概略ご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○民生産業常任委員長 益田美恵子君**

お答えいたします。

執行部より、見直し案が前回出ておりましたけれども、本来でしたら前回にも委員会としては、この厳しい高齢化社会の中で皆さん大変苦慮しているので、見直しをそのままの現行のままでいったほうがいいんじゃないかというご意見が多数でございましたが、そのときにはもう継続とい

たしまして今回再審議いたしましたけれども、見直し案が提出されておりますがもう少し現状を見て、他のものも見直しをやった上で、どうしてもということになれば、やむを得ないかなということの判断で、委員会ではこのような報告とさせていただきます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

ないようですから、民生産業常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第6号から日程第31、議案第36号までの各議案について順不同により討論を許します。岡議員。

**○議員 5番 岡 夏子君**

5番、岡夏子。議案第6号芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

これまでは、議長や副議長は選挙された日、常任委員長及び議会運営委員長は互選された日、議員は職についた日がそれぞれ月の途中であっても月額で報酬を支給するようになっておりましたが、改正案は日割りになるというものです。ただし、選挙や互選された日が前任者と重なる場合は、翌日からの計算になります。

また、これまで議員などが任期満了や辞職、失格、除名、死亡または議会解散で職を離れる場合は月の途中であっても、月額支給になっていたものが、改正案ではその日までの報酬額が支払われるようになっていきます。ただし、死亡の場合は当月分まで支給するという内容になっております。

おおむねこの改正案の趣旨としては、議員や各職に着任した日と辞職などした日が月の途中であった場合は、日割り支給になるというものです。しかし、例外として死亡に関してのみ月額報酬とすれば、例えば選挙当選から3カ月以内にもし、死亡した場合は次点で当選した議員は報酬が日割りであっても、前任者の報酬が月額であれば重複支給になると考えられます。

また、月額支給の理由を職員と同様の扱い、いわゆる生活給的な考えであるという説明には、心情的には理解できますが問題があります。職員は常勤で給料は生活給ですが、議員は非常勤であって、その報酬は議会活動の対価で生活給ではないと理解しているからです。ちなみに、水巻町と岡垣町は昨年改正して死亡の場合も日割り支給になっております。

以上の理由から反対するものです。



続きまして、議案第24号平成21年度芦屋町一般会計予算についての反対討論を行います。

県事業で建設中の直方北九州自動車道狩尾中継基地に関して、町は清掃や出入り口などの管理などを行うための経費を上げています。これは一般質問でも取り上げましたが、あの地区を除いて周辺は玄海国定公園に指定されており、芦屋町の観光マップにも掲載されている景勝地であります。工事場所については、魚つき保安林であることからそれを解除して、県は車の出入り口として保安林まで切り倒して道路をつくり、削り取られた木の根は無残な姿をさらしてそれをブロックで囲う工事を行っていますが、自転車中継基地とは言いながら車の駐車場です。

一方、県は昨年からは森林環境税を県民から500円徴収して緑をふやそうとしており、全く矛盾した愚行と考えております。県は、狩尾中継基地は10年も前から計画していたと説明しましたが、その際に土地買収はすませておりますが、この約10年間放置しておきながら、この経済不況の中にあって、県財政も逼迫している現在、なぜ工事費についても6,000万円以上もの経費をかけて建設する必要があったのかと疑問視しています。

また、県は自転車道を約10キロおきに設置することになっているとありますが、水巻芦屋線の山側にある江川湖畔公園は自転車道の中継基地の役目を果たしているとは言えないのでしょうか。駐車場やトイレについても、本道近くにある町の駐車場を活用することはできなかったのでしょうか。でき上がれば、ごみの不法投棄や火災の心配はないのでしょうか。また、トイレは障がい者や男女兼用になっており、1室だけと聞いております。その汚水処理のために、海岸線にある自転車道を200メートル以上掘って、その汚水布設管を埋設する工事を行っております。全くこれは税金のむだ遣いと思います。この施設建設に反対の立場から、町が管理する経費に賛成できません。

以上で、反対討論を終わります。

#### ○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。川上議員。

#### ○議員 7番 川上 誠一君

7番、川上です。議案第24号平成21年度芦屋町一般会計予算及び議案第27号芦屋町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

今回の予算の中では、賛成できる予算が多々あることはいうまでもありません。子育て支援センター施設整備や、堂山崩落防止工事などは、福祉や環境を守っていくために必要なことですし、町民会館改修工事や中央公民館改修工事にしても地方債がふえ、実質公債比率が増していくという問題点がありますが、過疎債の最終年度の活用で基盤整備を行うということであり、理解できるものです。財源の厳しい中で、苦勞されて予算編成をされたことに対して敬意を表するものです。

しかし、予算編成を行うにあたり、賛成のできない点もあります。1つは、国に対する姿勢です。今、地方自治体は地方分権とは名ばかりの地方切り捨てによってまともな運営が困難になる事態まで大きく追い詰められています。三位一体の改革、地方行革により芦屋町もこの改革によって、地方交付税、国庫補助金の削減を押しつけられました。芦屋町が減らされた地方交付税は、01年をベースにこの3年間を見ても12億7,000万円、臨時財政対策債を含めても6億6,000万の削減にされたこととなります。

こういったことから、どの自治体も財政の悪化が進み、経常収支比率が90%以上の自治体は、県内で50自治体に及んでいます。国の地方分権とは名ばかりの地方切り捨てをやめさせない限り、自治体の未来はありません。

またこの間、芦屋町政は幾ら競艇財事業が苦しくなったとはいえ、国の指示に従って地方行革をいち早く具体化し、芦屋町集中改革プランを策定し、福祉と暮らし、教育の削減を進めています。国の地方切り捨てについて、町政に直接の決定権はありません。しかし、悪性の押しつけの一つ一つの場面で、国の間違ったやり方に住民を代表して意見を上げ、これを許さない世論を広げることができます。また、これを条例化せざるを得ない場合にも、独自の軽減措置を講じることがその気になれば十分にできます。

さらに、地方行革の具体化については、町政にゆだねられており、町民の切実な願いにかなうやり方は幾らでもあります。今、自公政権は国民と地方に耐えがたい負担を押しつけながら、一方で大企業には国際競争力のためと証して減税に次ぐ減税や、人をもののように使い捨てる派遣労働を推進し、大企業の儲け第一主義の政治を進めてきました。この政治のゆがみが、今国民の命と暮らしを大きく追い詰め、日本中に怒りの声を広げています。国の言いなりでは、国民も地方もない、このことがはっきりした今、国の間違った政治に堂々と物を言い、国の言いなりではなく、住民の声を生かす町政が切実に求められています。

2点目に、後期高齢者医療制度の問題です。後期高齢者医療制度が施行されて1年近くになります。この間に、何度も見直しをせざるを得ないこと自体、この制度が構造的欠陥を抱えていることの証明だと思います。

第1に、75歳になれば受ける医療に差別を加えたことが最大の欠陥です。高齢者からは、人間の尊厳を傷つけられたという強い怒りが広がりました。老人保健法で目的とされた健康の保持が削られ、医療費の適正化に目的が据え返られました。

第2に、保険料の不服を申し立てる高齢者が1万人を超えています。厚生労働省は、低所得者に対する保険料の軽減策を実施するとともに、年金天引きについても自主納付の対象を拡大するように見直しを図りました。しかし、これはあくまで期間を定めた時限的な措置に過ぎません。今後、後期高齢者の人口の増加により、2年毎の保険料の引き上げが避けられず、将来は天井知ら

ずの保険料になることは明らかです。

医療改革の重要な一角を担うこの制度は、高齢者の医療費を削減することを目的としたもので、厚労省の計画では終末期医療だけでも2025年までに5,000億円削減すると明記されています。高齢者の置かれている状況は深刻です。85歳で年金額が1期が介護保険料、後期高齢者保険医療を天引きされ5万1,000円、1カ月2万5,500円の年金額の高齢者の場合でも、1カ月半の入院で11万5,000円の支払いの請求が来ました。到底、定年期人者が支払える医療費ではありません。これは、医療改革により入院負担の上限額が上がったことと、後期高齢者医療制度による負担がふえたためです。貧しい年寄りには、早く死ぬというような状態が生まれています。

政府は、お年寄りが置かれている状況に十分配慮するというのであれば、世界にも例のない年齢差別の医療制度は撤回廃止すべきです。そして、高過ぎる窓口負担を引き下げる、公的医療保険の解体を許さず医療保険料を拡充する、医療への国庫負担を引き上げ保険料の軽減をする、医療保険財政の建て直しを図る、こういったことを行い、だれもが安心してかかれる医療制度にすることが必要です。

以上の点から、第24号議案、第27号議案に反対いたします。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 6番 今井 保利君**

6番、今井です。今回提出されました議案14号と24号に反対の立場から討論を行います。

議案14号と24号につきましては、退職手当債を借り入れております。私たちは既にこの退職される人員と額については、何十年も前からわかっていることであり、これを準備する、これを基金に残すということは財政運営の基本であります。これを怠っていたという事実がここに一つある。この理由が1つ目です。

2つ目は、幾ら総務省のお墨つきがあるといっても、義務的経費である人件費を借り入れることは、やはり避けるべきであり、財政の運営の基本であります。

以上の2点から、私は既に去年から一般質問で、質疑の中できちんと明確にこの内容については、質疑で明確にしていると思います。そして、この2つの法案が通れば、最終的にこの退職手当債を借り入れる手数料から利息は町民の負担になります。

以上のことから、この2議案は退職手当債を借り入れるということ、これを避けるべきであるという立場から反対いたします。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにございませつか。辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

1番、辻本です。私は、議案第9号芦屋町地域経済活性化基金条例の制定についてと、第11号芦屋町企業誘致条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

まず、第9号の議案は、町内商工業者の現状から地域経済の活性化対策として中小企業者への支援を行おうとする議案であると認識しています。

既に、国においては世界中が経済危機に直面していることから大企業、中小企業の倒産等が及ぼす影響を憂慮し、早々にセーフティーネット補償制度が創設され、定額給付金等をはじめとした生活支援等対策、いわゆる緊急経済対策予算が過日通過いたしました。このセーフティーネット補償制度の活用実態は、予想以上に利用者があると報道されています。

町内の中小零細事業者の実態も例に及ばず、売り上げ、取り引き、受注の減少などと相まって、資金繰りの悪化による融資相談も多く、当議案は地域経済の根幹を成す中小零細企業を金融面での下支えによる施策として、また地域振興券発行事業等による地域活性化のための地域経済活性化基金条例の設置は、今後の商工業抑制の観点からタイミングのいい判断であると思います。

議案第11号の芦屋町企業誘致条例の制定につきましては、本町において事業所の新設、増設または移設するものに対して、必要な奨励措置を行い、町政の発展に寄与したいとの執行部の説明がありました。ご承知のように、陸の孤島とやじされる、いかんともしがたい立地にある芦屋町であるがゆえに、近隣の市町と比べて大型店、専門店の進出話も出ない中で、そこまで来ている高齢化社会の到来に対応すべく、買い物環境の整備による町民の生活利便性向上の観点、及び産業の振興と雇用機会の拡大につながる施策はとても重要なことでもあります。

したがって、議案第9号と第11号は中小零細企業者の経営改善に連動するものであるとともに、町民生活への支援策であるという意味で両議案を指示します。

なお、財政が厳しい中で集中改革プランを実行している最中にありますが、一般会計補正予算の中で社会教育予算について、町民の長年の要望でもあった町民会館の可動式いす設置等の改修や、教育向上に連動する図書館の蔵書数、他町並みを目標にされていると思いますが、初年度は約8万冊にする。町民会館の改修、これについては平成21年度で終了する過疎債の活用、ラストチャンスでもあり、公債費は6億7,000万円増加するとしても、交付税措置によって後年3割負担ですみ、利息分がもったいないと思うか、また今少ない貯金の中から出すかの考え方がありますが、町民生活の利便性向上の観点から、この取り組みは時期を得たものであると思います。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。

まず、日程第1、議案第6号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第6号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第7号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第7号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第8号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第8号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第9号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第9号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第10号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第10号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第11号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第11号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第12号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

**○議長 横尾 武志君**

満場一致であります。よって、議案第12号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第13号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

**○議長 横尾 武志君**

満場一致であります。よって、議案第13号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第14号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

**○議長 横尾 武志君**

賛成多数であります。よって、議案第14号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第15号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

**○議長 横尾 武志君**

満場一致であります。よって、議案第15号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第16号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

**○議長 横尾 武志君**

満場一致であります。よって、議案第16号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第17号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

**○議長 横尾 武志君**

満場一致であります。よって、議案第17号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第18号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の

方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第18号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第19号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第19号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第20号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第20号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第21号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第21号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第22号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第22号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第23号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第23号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第24号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第24号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第25号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第25号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第26号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第26号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第27号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第27号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第28号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第28号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第24、議案第29号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第29号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第25、議案第30号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第30号は原案を可決することに決定いたしました。



次に、日程第26、議案第31号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第31号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第27、議案第32号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第32号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第28、議案第33号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第33号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第29、議案第34号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第34号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第30、議案第35号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第35号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第31、議案第36号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第36号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第32、議案第84号について、委員長報告は否決でありましたが、原案について採決を行います。原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成者なしであります。よって、議案第84号は原案を否決することに決定いたしました。

以上で採決は終わります。

---

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第33、議案第37号から日程第36、議案第40号までの各議案については、この際一括議題として上程し、局長に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

局長に議案の朗読を命じます。局長。

[朗 読]

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

議員の皆さんにおかれましては、連日のご審議大変ご苦労さまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第37号の平成20年度芦屋町病院事業会計補正予算（第3号）につきましては、医療事故損害賠償責任保険金収入と示談金支払いのため、歳入歳出それぞれ1,570万8,000円の増額補正を行うものでございます。

議案第38号の損害賠償請求額の決定に関する示談につきましては、町立芦屋中央病院の医療事故に対する損害賠償に関し、示談したいので地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第39号の平成20年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億3,139万2,000円の増額補正を行うものでございます。これは、国の第2次補正予算及び関連法案の成立を受け、定額給付金給付事業や地域活性化生活対策臨時交付金事業、

子育て応援特別手当交付金事業を実施するものでございます。

歳入につきましては、定額給付金給付事業補助金等を計上いたしております。

歳出につきましては、定額給付金給付事業に約2億5,800万円、子育て応援特別手当交付金事業に1,100万円、地上デジタル放送対応化事業や、巡回バス購入事業等の地域活性化生活対策臨時交付金事業に6,200万円を計上いたしております。

議案第40号の平成20年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ344万1,000円の増額補正を行うものでございます。国民宿舎の客室等に地上デジタル放送対応型のテレビを設置する経費を計上し、その財源は地域活性化生活対策臨時交付金の一部を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上、簡単であります。提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長 横尾 武志君**

以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。日程第33、議案第37号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

ないようですから、議案第37号の質疑を打ち切ります。

次に、日程第34、議案第38号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

ないようですから、議案第38号の質疑を打ち切ります。

次に、日程第35、議案第39号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

ないようですから、議案第39号の質疑を打ち切ります。

次に、日程第36、議案第40号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

ないようですから、議案第40号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。日程第33、議案第37号及び日程第34、議案第38号については、民生産業常任委員会に審査を付託し、日程第35、議案第39号及び日程第36、議案第40号については両常任委員会にまたがる内容ですので、連合審査会にて審査したいと思っております。ご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。まず、連合審査会をいたしますので、第3委員会室にお集まりください。

午前10時45分休憩

.....  
午前11時48分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

お諮りします。日程第35、議案第39号及び日程第36、議案第40号については、連合審査会で審査いたしましたので、委員長報告及び質疑を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、民生産業常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生産業常任委員長。

〔朗 読〕

.....  
報告第3号

民生産業常任委員会付託議案審査結果報告書

- 1、議案第37号 平成20年度芦屋町病院事業会計補正予算（第3号）について
- 1、議案第38号 損害賠償請求額の決定に関する示談について

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審議した結果、原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

平成21年3月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 益田美恵子

.....  
以上です。

○議長 横尾 武志君

民生産業常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生産業常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。日程第33、議案第37号から日程第36、議案第40号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第33、議案第37号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第37号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第34、議案第38号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第35、議案第39号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第36、議案第40号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で採決は終わります。

次に、昨今の競艇場運営に関して、憂慮すべき問題がひしめき、芦屋町議会としてただ黙視しておくわけにはいかない状況がきております。我々みずからが振興施策の調査を鋭意していく必要があると考えます。

そこで、特別委員会設置についてを議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認めます。特別委員会は、芦屋町議会として競艇事業経営改善等の調査を行い、将来のあるべき姿を見出そうとするものであります。また、競艇場施設の効率的有効利用及び、外向発売所改善計画等を合わせて調査するもので、芦屋町議会議員全員で組織し、平成21年中、調査終了までを調査期間とする、競艇事業振興調査特別委員会を設置したと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいまから委員長及び副委員長の選出をお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時53分休憩

.....

午前11時58分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

競艇事業振興調査特別委員会委員長から報告書が提出されておりますので、局長に朗読を命じます。局長。

〔朗 読〕

.....

報告第4号

競艇事業振興調査特別委員会委員長副委員長選出結果報告書

1、委員長 室原 健剛

1、副委員長 益田美恵子

本委員会は、本日慎重に選任した結果、右のとおりすべきものと決定しました。

以上報告します。

平成21年3月18日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

競艇事業振興調査特別委員会委員長 室原 健剛

.....  
以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で朗読が終わりました。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成21年芦屋町議会第1回定例会を閉会いたします。

午後0時00分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員